

【93 例目】新潟県（新発田市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和6年8月15日の拡大疫学豚熱調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

1 基本情報

経営形態（飼養頭数）：一貫経営（505頭）

豚舎構造及び豚舎数：開放豚舎2棟

発生豚舎：繁殖・子豚舎

2 農場の概況

- ① 当該農場は、山間部に位置し、農場の周囲は牧草地・森林に囲まれていた。農場の北東側のすぐ脇には、別経営者による肉牛及び乳牛育成牧場が所在していた。
- ② 農場から6.2km、7.8km、9.9kmの地点でそれぞれ本年6月6日、6月23日、5月26日に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されていた。
- ③ 当該農場は繁殖・子豚舎1棟及び肥育豚舎1棟からなる一貫農場であり、発生は繁殖・子豚舎1棟で確認された。両豚舎は連絡通路で繋がっており、両豚舎とも両妻（北東及び南西）側に出入口があった。

3 飼養衛生管理関係

- ① 当該農場は、農場主1名で運営されていた。
- ② 公道から農場へ向かう道路入口には、関係者以外立入り禁止の看板が掲示されていた。農場の衛生管理区域の入口には、関係者以外立入り禁止の看板が掲示されていたが、劣化のため文字が読み取れない状態であった。また、入口には消石灰帯が設けられており、10日に1回程度、豚舎周囲とともに消石灰を散布するとのこと。農場主が不在の際は、入口の門扉は閉鎖しているとのこと。
- ③ 当該農場では、衛生管理区域の入口で車両消毒が実施されておらず、農場主や外部業者の車両が衛生管理区域内に進入する際は、消石灰帯を通過するのみであったとのこと。
- ④ 農場主によると、農場に通う際は、自宅で手洗いを行い、農場専用の作業着及び長靴を着用していたとのことだが、農場到着後に衛生管理区域に入る際、専用の作業着及び長靴の交換、手指消毒は行っていなかった。また、立入記録簿は作成されておらず、農場主不在時に衛生管理区域内に立入る外部業者もいたとのこと。なお、外部業者が立入る際の作業着の着用、長靴の交換、手指消毒の実施状況については把握していないとのこと。
- ⑤ 農場主が豚舎に入る際は、豚舎入口の境界で踏込消毒を行った後、豚舎専用の長靴に履き替えていたが、専用作業着の交換、手指消毒は行っていなかった。各豚舎にある2箇所の入口にはそれぞれ踏込消毒槽が設置され、北東側入口には逆性石けんと水酸化カルシウム、南西側の入口には逆性石けんを使用していた。なお、この薬液の交換頻度は週に1回程度とのことであった。
- ⑥ 豚の出荷業者等が豚舎内に立入る際は、豚舎北東側入口で専用長靴及び合羽ズボンを作業着の上から着用し、業者が持参した消毒薬で手指消毒を行っていたとのこと。
- ⑦ 種雄豚や母豚の導入は、直近では昨年10月であったとのこと。また、精液の導入は、直近では1か月前（6月25日）とのこと。
- ⑧ 肉豚を出荷する際は、連絡通路に接続されている出荷台からトラックに搬入しているとのこと。直近の出荷は8月6日であった。出荷後、空になった房については、近くの通路とともに清掃・洗浄後、消石灰で消毒しているとのこと。豚舎単位のオールイン・オールアウトは実施されていなかった。また、豚舎内は2週間に1回、業者からレンタルした動力噴霧器を用い逆性石鹼で消毒をしているとのこと。
- ⑨ 飼料には配合飼料が使用され、肥育舎では飼料タンクから閉鎖系ラインで自動給餌、

繁殖・子豚舎では給餌車を用い手作業で給餌が行われていた。なお、食品循環資源は使用していなかった。飼料の紙袋は、飼料業者によって直接農場に搬入され、子豚用の粉乳は農場主自宅に宅配便で届き、農場主が農場まで運んでいたとのこと。

- ⑩ 当該農場内で豚への給水や掃除のために使用する水は主に井戸水で、足りない分を水道水で補っていた。なお、井戸水については、消毒は行っていないとのこと。
- ⑪ 糞は、バークリーナーで集めた後、豚舎からスクリーンで衛生管理区域外にある共同堆肥舎に運び、堆肥舎内のローダーでもみ殻と混合し堆肥化していた。なお、隣接する乳牛育成牧場は当該共同堆肥舎を利用しておらず、専ら当該農場が利用していたとのこと。完熟堆肥は農場内の堆肥置き場又は豚舎の間に置いていたとのこと。尿はパイプで農場南西側にある浄化槽まで持ち込まれ処理をし、液体成分は下水に流し、固体成分は堆肥に混ぜていた。処理できない一部の汚泥は農場に隣接している牧草地に散布しているとのこと。
- ⑫ 死亡豚は、子豚については共同堆肥舎の堆肥に混ぜ込み、成豚については農場主が豚舎から運び出し、処理業者が都度回収していたとのこと。
- ⑬ 豚舎の周囲には10日に1回消石灰を散布しているとのこと。

4 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は、高さ約1.5m柵（約15cm×15cmの金網）で囲われていたが、支柱の間には5～30cm程度の隙間が確認された。柵の周囲は雑草が繁茂していた。冬季は積雪により柵がつぶれるため、柵を取払い、毎春新たに設置しているとのこと。
- ② 豚舎の窓は金網（目は六角形で1辺約1cm）で囲まれており、一部破れ（大きいところで約10cm×約1m）ているところも散見された。
- ③ 農場主によると、野生イノシシが共同堆肥舎に置かれたもみ殻を食べた跡や、農場周辺に野生イノシシによると思われる掘り返しの痕跡を確認していたとのこと。
- ④ 豚舎内では日常的にネズミが目撃されており、調査時に粘着シートにかかったクマネズミの生体及び死骸が確認された。農場主によると、ネズミ対策として粘着シートの設置の他、殺鼠剤も撒いているとのこと。
- ⑤ 当該農場ではネコが飼養されており、調査時、豚舎内でネコが確認された。

5 臨床症状の経過

- ① 8月7日、繁殖・子豚舎の北東側分娩房において哺乳豚2頭の死亡が確認されたため、農場主が家畜保健衛生所に連絡。当日に家畜保健衛生所の職員が来場したが、豚熱の特定症状は認められず、同居豚にも異状がなかったため、経過観察を実施した。8日に農場主へ電話し、他の豚に異状が確認されないことから引き続き経過観察とした。なお、通常は、当該農場では子豚が死亡することはほとんどなく、乳飲み競争に負けて哺乳できなかった新生豚が死ぬ程度であったとのこと。
- ② その後、当該分娩房及び通路を挟んで向かいの2つの分娩房において、9日に2頭、10日に1頭、11日に2頭、12日に4頭の哺乳豚の死亡を確認。13日も同豚舎で哺乳豚1頭が死亡したため、農場主が家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 13日に家畜保健衛生所が農場に立入りした際、チアノーゼ、パイルアップ等の症状を示す豚は認められず、疫学調査時（15日）においても、体格、毛艶の良い個体が多く、チアノーゼやパイルアップ等は確認されなかった。
- ④ 当該農場では、概ね30日齢で豚熱ワクチンを接種していたとのこと。

（以上）